

令和7年4月18日

どんぐり公園周辺を考える会 様

再要請書への回答

以下の通り、回答いたします。

①再要請1

「この計画では立ち退きを強いられる地権者に公聴会（聴問の機会）が提供されてないばかりか、都市計画審議会でも立ち退きや収用について全く審議されていません。住民の財産権を侵害するにもかかわらず、住民に「告知・聴聞の機会」を与えることなく唐突に事業を実施しようとしています。私たちはこの計画が憲法31条及びそれに基づく都市計画法・河川法に定められた「適正手続」を経ておらず、2024年2月の計画決定は違法であると考えます。」これに対しての回答は「本調節池の都市計画手続きにあたっては、都市計画素案説明会后、計画案を作成し杉並区の意見を聞いたうえ、都市計画案の公告縦覧・意見書の提出を経て、都市計画審議会で審議され、法に基づき都市計画決定されています。」と記されていますが、具体的事実に対して何ら具体的な回答が示されていません。明確な回答を要請します。

【回答】

本調節池の都市計画手続きでは、令和5年8月下旬に都市計画素案説明会を4回実施し、地域の皆様方からご意見をいただく場を設けていました。

その後、計画案を作成し、同年12月に都市計画案の公告縦覧を2週間行い、住民の皆様の意見をいただいています。

こうした法に基づく手続きを経た上で、令和6年2月に都市計画審議会で審議を行い、同年3月に都市計画決定されています。

また、事業への理解を深めていただくため、都市計画素案説明会とは別に事業説明会を令和5年12月から令和6年1月に計3回実施しました。

②再要請2

「私たちは毎年近隣の道路の下水による内水氾濫で多くの被害を被っています。2005年にはこれが善福寺川の氾濫を引き起こす要因となっているにもかかわらず、東京都は氾濫要因への検討を怠たり、善福寺川上流地下調節池計画を中核事業とした水害対策を推進しようとしています。この善福寺川流域の水害の問題を解決するには、大雨時の武蔵野市からの下水流入を含めた総合的流域治水を計画することが不可欠です。」これに対しての回答は「総合的な治水対策として、流域内における雨水流出抑制対策、下水道の内水氾濫対策、河川の

洪水対策を各主体が連携して、流域全体の治水安全度を向上させることが重要です。河川管理者は、河道や調節池等の整備による洪水対策を着実に進め、川で流せる能力を向上させ、下水道管理者は、その流せる能力にあわせて、下水道からの放流量を段階的に増量し、河川と下水道が一体となって浸水被害の軽減に努めています。調節池は、洪水を一時的に貯留することにより、河川からの溢水被害を防ぐとともに、内水被害の軽減にも効果が期待できると考えています。」と記されていますが、具体的事実に対して何ら具体的回答が示されていません。明確な回答を要請します。

【回答】

神田川流域における豪雨対策は、神田川流域豪雨対策計画等に基づき、雨水流出抑制対策や、下水道の内水氾濫対策、河川の洪水対策など、各主体が連携して総合的に取り組んでいます。

具体的には、流域自治体等は、雨水の流出を抑制するために、雨水貯留施設や浸透施設を設置する等の流域対策を進めています。

下水道は、河川の流せる能力にあわせて、下水道の整備を行うとともに、雨水の流出抑制などを進めていくことで、河川への負荷を低減する等の対策を行っています。

河川は、河道や調節池等の整備による洪水対策を着実に進め、川で流せる能力を向上させることで、地表面や下水道から流入する洪水を下流に安全に流す対策を行っています。

本調節池等の整備など河川の整備が進むことで、河川からの溢水被害を防ぐとともに、下水道の放流量を段階的に増量することができることから、内水被害の軽減にも効果が期待できると考えています。

これら各主体が連携して総合的な治水対策を進めることで、善福寺川流域の水害を防止・軽減に努めていきます。

③再要請3

「現計画は工事費1000億円超の工事費と約15年以上の工事期間を必要としています。その規模設定が公共事業としての費用対効果として適正かどうかの懸念が出ており、それに対して東京都は関連の情報を公開していません。直ちに事業計画関連情報を公開し事業のB/Cを明らかにすることを要請します。」これに対する回答が「都は様々な機会を捉え、整備目的等について丁寧に説明を行うとともに、説明資料や意見を都HPで公開しています。令和6年9月にはオープンハウス形式での地元説明を、杉並区と共催で実施し、今後も事業の内容と用地補償に関する説明会を予定するなど、住民への丁寧な対応に努めていきます。」と記されていますが、具体的数値の公開を求めているのに対して何ら具体的な数値を示していません。善福寺川のB/Cの情報公開を要請します。

【回答】

費用便益比(B/C)については、国土交通省策定の治水経済調査マニュアル(案)(令和6年4月)に沿って、神田川流域を対象として算出した結果は、1.41となっています。

詳細については、令和7年2月に開催したオープンハウスの資料でお示ししておりますので、添付資料をご参照ください。

また、説明会で提示した資料については、建設局のHPでも公表しております。

〔参考：東京都第三建設事務所ホームページ内〕

URL：

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/sanken/kakusyukaigi/daisan0069/daisan0079>

④ 再要請4

「最近の都の委員会質疑で善福寺川の水害の原因究明と調査計画のシミュレーションが不十分であることが判明しています。善福寺川は都市の中小河川で独特の形状をしており、水害発生の仕方も個別の特徴があります。再度、水害原因究明調査により適正な規模と工法への計画の見直しを要請します。」これに対する回答は「総合的な治水対策として、流域内における雨水流出抑制対策、下水道の内水氾濫対策、河川の洪水対策を各主体が連携して、流域全体の治水安全度を向上させることが重要です。河川管理者は、河道や調節池等の整備による洪水対策を着実に進め、川で流せる能力を向上させ、下水道管理者は、その流せる能力にあわせて、下水道からの放流量を段階的に増量し、河川と下水道が一体となって浸水被害の軽減に努めています。流域全体の治水安全度を向上させるため、河川の洪水対策、下水道の内水氾濫対策、雨水流出抑制対策を関係者が連携して取り組んでいます」と記されていますが、水害原因究明調査及びシミュレーションをしたのかその経緯と内容を明確に回答することを要請します。

【回答】

「河川法第16条の2」に基づき、過去の水害の原因となった降雨の状況や河川の整備状況等を調査及び検討して、神田川流域河川整備計画を策定しています。また計画の策定にあたっては、学識経験者から専門的知見をもとにした意見を聴取しています。

なお、河川整備計画策定時には河川氾濫のシミュレーションを実施したうえで、河道や調節池の整備などによる治水効果の検証を行っています。

⑤ 再要請5

「この地域の自然環境は武蔵野台地のへりに位置して崖線と巨木が残され、そのへりからはいまだに湧水が湧き出ています。近年は、巨木を残す住民運動が契機となり『坂の上のけやき公園』が建設され、井荻公園内には住民の管理運営する『野草園』も設立されています。そして、この地域に隣接し校内に善福寺川が流れる井荻小学校では、川の清掃活動と自然観察活動が全校的に20年にわたり継続して行われ、この地域環境が学習環境として育まれています。本計画により公園の一部と貴重な湧水施設が失われ、巨大管理棟と取水口建設によりこの地域の自然環境が破壊されます。現状の自然環境が保全され、住民が次世代に誇れる

計画として納得できる計画への見直しを要請します。」これに対する回答が、「本事業の実施にあたっては、現況の地質や地下水の調査や、樹木の調査など環境面に関する調査を実施し、現状の把握に努めていきます。原寺分橋付近からの湧水については、今後地下水調査、湧水量調査を行い、現状を把握したうえで工事完了後も保全できるように検討を進めていきます。」と記されていますが、湧水保全のための調査を実施するにあたり住民及びその関係者にどのような事前説明会及び経過説明を実施するのかの回答を要請します。

【回答】

湧水の保全に向けて、原寺分橋付近の地下水の状況と湧水量の関係を把握する必要があります。そのために、①湧水箇所直近に観測井戸を設置し、地下水位の観測、②河川内での水量の調査を行います。

なお、本内容については、令和 7 年 2 月に開催したオープンハウス形式の説明会資料でお示しております。説明会で提示した資料については、建設局の HP でも公表しております。

調査により得られたデータ等については、HP での公表、今後開催する説明会においても説明していく予定です。

〔参考：東京都第三建設事務所ホームページ内〕

URL：

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/sanken/kakusyukaigi/daisan0069/daisan0079>

⑥ 再要請 6

私たちの会には立ち退きを求められる地権者と共に区分地上権を求められている地権者が在籍しています。特に後者においてはこれまで何らその計画と内容の説明を受けていません。今後どのような説明手続で計画を住民及びその関係者に説明していくのかを回答してください。

【回答】

令和 7 年 2 月 20 日、同月 21 日及び同月 22 日に、オープンハウス形式により都市計画法第 66 条に基づく説明会を開催し、来場者の皆様には事業概要や用地補償の一般的な説明を行いました。開催にあたっては、地権者の皆様やトンネル通過箇所の沿道にお住まいの皆様に向けて説明会のご案内を周知しております。

今後、説明を希望される原寺分橋付近の関係権利者の皆様（区分地上権設定の方も含む）を対象とした説明会の開催を予定しております。

なお、令和 7 年 2 月の説明会資料をもとに、主に下記の項目について説明していく予定です。

- ・事業概要について
- ・用地補償の一般的な流れについて

事業概要については、改めて事業の必要性やよくあるご質問

の回答を予定しています。

用地補償については、用地取得及び区分地上権設定の手順や補償の概要のご説明を行う予定です。

また、個別の用地補償等の内容につきましては、関係権利者の皆様に対し、今後担当者が個別にお伺いし、ご説明いたします。

加えて、関係権利者の皆様の生活再建を支援するため、移転先の情報や、税理士等の専門家との相談の機会の提供などを行う相談窓口を今後設置する予定です。

【これまでの当事業に関する説明会の経緯】

- ・令和5年8月 都市計画素案のご説明
- ・令和5年12月 オープンハウス形式による都市計画素案の説明
- ・令和6年1月 計画のあらまし、整備効果、調節池の概要等の説明
- ・令和6年9月 調節池の概要、計画、工事内容、用地測量の説明
- ・令和7年2月 事業概要、用地補償の一般的な説明

連 絡 先 窓 口

東京都第三建設事務所